

堺情審第24-4-2号
(答申第115号)
令和7年6月26日

堺市教育委員会 様

堺市情報公開審査会
会長 坂 本 団

諮問に対する答申

令和7年3月21日付け堺教政第1924号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する非公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	〇年〇月〇日に市立A学校の校長が出席した会議、研修等の参加を示す文書
実施機関 (処分庁)	堺市教育委員会（教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課）
諮問実施機関 (審査庁)	堺市教育委員会（教育委員会事務局 総務部 教育政策課）

答 申

第1 審査会の結論

令和7年3月21日付けで諮問のあった「〇年〇月〇日に市立A学校の校長が出席した会議、研修等の参加を示す文書」について、堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和6年12月27日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「〇年〇月〇日午後6時から午後11時30分の間に市立〇学校の〇〇校長が出席した会議、研修等の参加を示す文書（開催通知、復命書等）」の公開請求をした。
- 2 実施機関は、本件請求に対し、令和7年1月9日、本件請求に係る文書については保有（作成）していないとして非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和7年2月4日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

第4 審査請求人の主張要旨

実施機関が非公開とした当該文書内容は、市当局の命令を伴わない私的研修ではあるが、市立A学校の校長は同日に同校教員を通じて保護者に対し、「〇時から〇時〇〇分までの間、研修を受講する」と説明し、市税で運営される学校設備を長時間に渡って使用して研修を受講している。市施設の私的利用は許されないことから、私的研修を公務に関連する研修と位置付け、公務の一環として受講したと解するのが適当であり、受講に係る決裁権者が校長本人であったとしても市施設利用の妥当性を担保するため、研修内容や方法、受講時間などを確認できる根拠資料が存在し、校長自身が適切に保存して当然と考えられる。

また、市教育委員会教職員人事課は本件開示請求に伴い、市立A学校の校長からその研修内容を確認し、市施設の利用を妥当だと判断するに足る根拠を有していることから、その根拠となる研修内容及び参加を確認できる文書あるいはメール等は存在すると推測できる。従って、本件根拠となる文書については、公務に

関する校長保有の文書、即ち市保有の公文書であると解することが適当であることから、文書を保有していないことを理由とした実施機関による非公開の決定は、条例の適用を誤っていると考えため。

第5 実施機関の主張要旨

教育基本法9条において「教員は、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と、また、教育公務員特例法21条においても、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とされており、教員は、自らの知識・技能の向上のため勤務時間の内外・学校の内外を問わず日頃から数多くの研修を受講している。

本件校長も、○年○月○日の勤務終了後、自主的に定期に受講している研修があり、退勤し受講する予定であったところ、勤務校に残る必要が生じ、急遽、校内においてオンラインで受講することとしたものである。

本件研修は、勤務時間外であることから服務関係の手続きをする必要もないため公文書として組織共用した文書は存在しない。

また、教職員人事課においても研修内容及び参加を確認できる文書あるいはメール等も存在しない。

第6 審査会の判断理由

- 1 まず、本件研修は校長が勤務終了後、自主的に受講した研修であり、服務関係の手続きをする必要もないため、同手続に関連する文書等を作成、保有していないとの実施機関の主張は合理的である。
- 2 次に、同研修の内容に関する資料は、自己研鑽のための私的な資料というべきであるから、仮に校長が何らかの資料を保有していたとしても、組織共用性がなく、公文書ではない。
- 3 なお、本件では、実施機関は、校長に対して聞き取りをした際の文書は作成していないと説明している。

教育公務員特例法において、教育公務員は「絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定されており、教職員が自主的に研修を受講することは法令上認められている行為である。したがって、学校において勤務時間外に自主的に研修を受講することは服務規律に反しないと判断して、文書を作成しなかったとする実施機関の説明にも不合理な点はない。

以上の理由により、当該文書が存在しないとの実施機関の判断は妥当であり、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 3月21日	諮問書の受理
令和7年 4月17日	審 議
令和7年 5月21日	審 議
令和7年 6月20日	審 議
令和7年 6月26日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
坂 本 団	弁 護 士	会 長
豊 永 泰 雄	弁 護 士	会長職務代理者
石 橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪 井 千鶴子	弁 護 士	
高 木 佐知子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	